



東京都移転用住宅登録事業 住宅募集のご案内

特定整備路線※の権利者向けの移転先として、登録いただける賃貸住宅を募集します。燃え広がらないまちづくりのため、ご協力をお願いします。

※ 特定整備路線：都が整備する、防災上重要な都市計画道路

○移転用住宅登録事業について

賃貸住宅の所有者の皆様へ、移転先となる住宅を申請・登録いただく事業です。都は、登録住宅を移転先として、権利者に紹介します。

- ・登録期間中（6か月以上。ただし、権利者と賃貸借契約の締結がなされたときはその前日まで）は、権利者専用の住宅として、空室の状態での維持管理いただきます。
- ・登録開始日から最大6か月分（空室管理期間分）の家賃及び共益費の合計額のうち月額10万円を限度に、都が助成します（対象期間満了後、一括支払い）。
- ・登録開始日（9月25日まで）時点で空室となることが確実であれば、現在入居中の物件も登録申請が可能です。

○募集する住宅の主な要件

- ・消防法、建築基準法等に違反しないものであること。
 - ・新耐震基準に適合していること。
 - ・家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。
 - ・都が指定する要件（立地、間取り、家賃等）を満たすこと。
 - ・高齢者世帯、子育て世帯などの入居を、その属性を理由に制限しないこと。
- なお、入居審査は、通常の審査と同様に、所有者の皆様へ実施いただきます。（詳細は裏面のとおり）

○登録申請

- ・申請書に必要事項を記載いただき、間取り図、新耐震基準適合がわかる資料（建築確認済証等）など必要書類を添えて、申請してください。

📞 [都市整備局HP](https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/initiatives/relocation-destination/)

<https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/initiatives/relocation-destination/>



○スケジュール

- ・募集要項公表／受付開始 令和6年7月16日(火)～8月9日(金)必着
- ・登録決定通知 令和6年8月中旬頃
- ・登録開始 令和6年9月中旬頃

北区内などに賃貸住宅をお持ちの皆様

特定整備路線（補助第73号線（上十条、十条仲原）、補助第86号線（赤羽西））の近隣の賃貸住宅の登録を募集します。

★ 特定整備路線の位置図



徒歩15分 (1.2Km)

補助第86号線（赤羽西）

北区赤羽西五丁目

～

北区赤羽西一丁目

補助第73号線

（上十条・十条仲原）

北区上十条二丁目

～

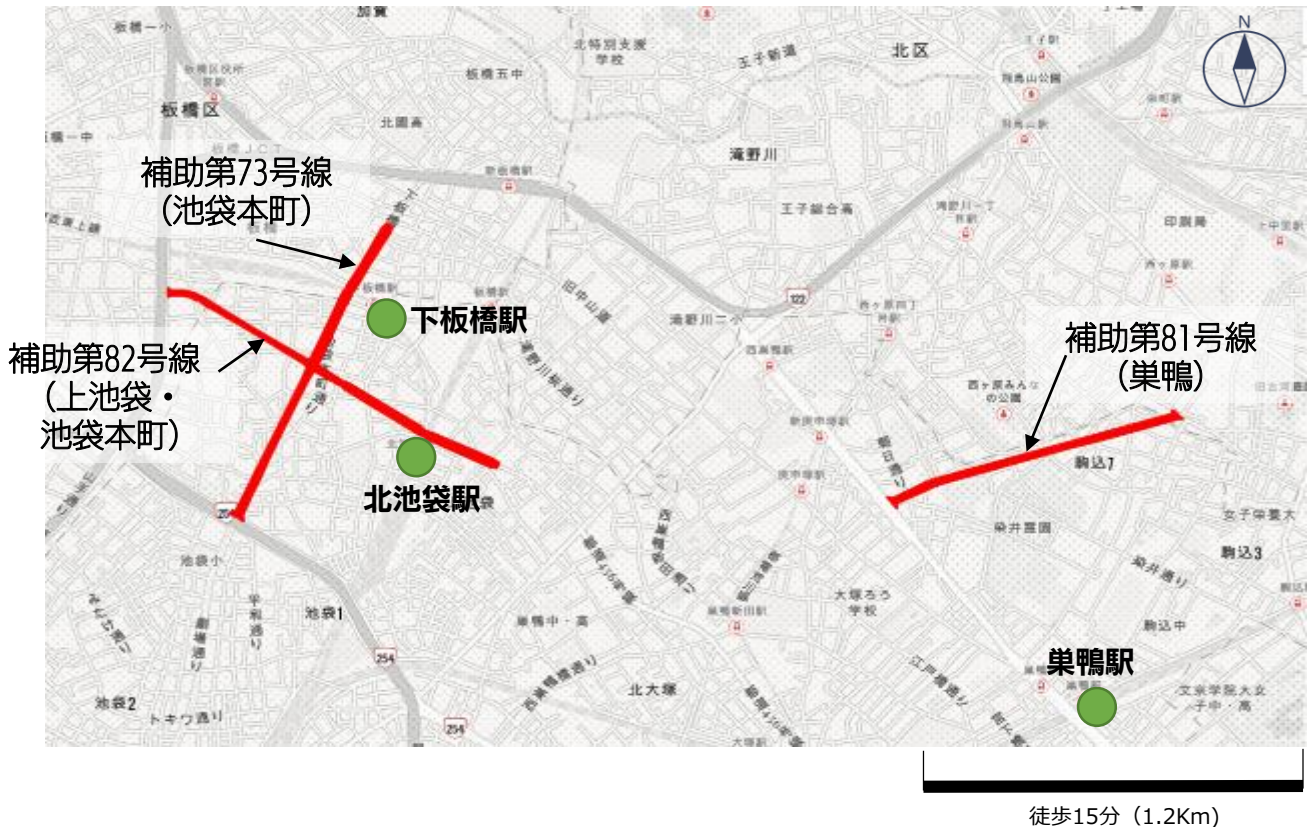
北区十条仲原二丁目

募集地域	部屋タイプ	家賃価格帯 (共益費込)	募集戸数
JR十条駅、赤羽駅、田端駅 各徒歩15分以内	1LDK、 2DK、 2LDKの いずれか	10万円以下	3戸 程度

豊島区内などに賃貸住宅をお持ちの皆様

特定整備路線（補助第73号線、補助第82号線、補助第81号線）の近隣の賃貸住宅の登録を募集します。

★ 特定整備路線の位置図



補助第73号線（池袋本町）

豊島区池袋本町二丁目 ～ 板橋区板橋一丁目

補助82号線（上池袋・池袋本町）

豊島区上池袋三丁目 ～ 板橋区大山金井町

補助81号線（巣鴨）

豊島区巣鴨五丁目 ～ 北区西ヶ原三丁目

募集地域	部屋タイプ	家賃価格帯 (共益費込)	募集戸数
JR巣鴨駅 東武東上線北池袋駅、下板橋駅 (図中● 駅) 徒歩15分以内	1LDK、 2DK、 2LDKの いずれか	10万円以下	3戸 程度